

# 附 属 资 料

# 目 次

## 1 職員給与実態調査関係

令和6年職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 定年前再任用短時間勤務職員等の給料表別、級別人員数	35
第14表 任期付職員の給料表別、級別人員数	36

## 2 職種別民間給与実態調査関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	37
第15表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第16表 職種別にみた民間給与額等	39
第17表 公民給与の比較における対応関係	45
第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	46
第19表 民間における初任給の改定状況	46
第20表 民間における家族手当の支給状況	47
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	48
第22表 民間における通勤手当の支給状況	48

## 3 生計費及び労働経済指標関係

令和6年4月の標準生計費算定方法の概要	49
第23表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	50
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	51
第24表 労働経済指標	52

# 1 職員給与実態調査関係



# 令和6年職員給与実態調査の概要

令和6年の職員の給与実態調査を次により実施した。

## 1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の時期

令和6年4月1日

## 3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成28年3月15日付け総事第296号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

## 4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

## 5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

## 6 調査結果

調査結果は、第1表から第14表に示すとおりである。

第1表

## 任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			16,091	4,565	2,062	3,010
知事			3,899	3,502		14
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			6	6		
代表監査委員			16	16		
教育委員会	本庁等		335	163		81
	県立高等学校等		3,176	244		2,914
	市町村立小中学校		6,251	301		
人事委員会			17	17		
警察本部長			2,355	280	2,062	1
海区漁業調整委員会			4	4		

- (注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校を含む。  
 2 定年前提任短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人	人	人	人	人
6,049	181	21	105	98
2	162	21	103	95
81	9			1
18				
5,948			2	
	10			2

い。  
 附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により

第2表

## 給料表別

区分		給料表			
		計	行政職	公安職	教育職(1)
職員数(人)		16,091	4,565	2,062	3,010
扶養親族数(人)		12,583	3,258	2,470	2,581
職員一人当たり平均	給料月額(円)	5,638,417,700	1,468,864,800	674,815,000	1,134,378,200
	給料の調整額(円)	19,387,051	659,100	76,100	10,105,024
	教職調整額等(円)	117,016,000			41,014,308
	給料の特別調整額(円)	96,262,500	33,518,400	6,220,000	11,860,700
	扶養手当(円)	133,216,000	33,852,500	24,151,000	27,670,500
	地域手当(円)	4,605,418	2,312,290	448,344	
	諸手当(円)	248,835,225	62,958,265	28,753,586	43,681,557
	給与総額(円)	6,257,739,894	1,602,165,355	734,464,030	1,268,710,289
	給料月額(円)	350,408	321,766	327,262	376,869
	給料の調整額(円)	1,204	144	36	3,357
教職調整額等(円)	7,272			13,626	
給料の特別調整額(円)	5,982	7,342	3,016	3,940	
扶養手当(円)	8,278	7,415	11,712	9,192	
地域手当(円)	286	506	217		
諸手当(円)	15,461	13,792	13,945	14,512	
給与月額(円)	388,891	350,965	356,188	421,496	
扶養親族数(人)	子	0.60	0.51	0.87	0.67
	(特定期間にある子)	0.22	0.20	0.18	0.25
	子以外	0.19	0.20	0.32	0.19
	計	0.79	0.71	1.19	0.86
年齢(歳)		42.7	40.7	37.5	45.1
経験年数(年)		20.8	19.8	16.9	22.5
修学年数(年)		15.2	14.3	14.0	15.8

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。  
3 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤手当等、へき地手当等  
4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
6,049	181	21	105	98
3,998	156	19	63	38
2,218,238,600	65,025,700	10,392,300	35,568,100	31,135,000
8,288,627		160,800	19,400	78,000
76,001,692				
41,969,900	1,318,800	818,300	556,400	
44,779,500	1,593,000	158,500	624,000	387,000
		1,844,784		
103,456,834	2,558,951	4,130,183	2,263,066	1,032,783
2,492,735,153	70,496,451	17,504,867	39,030,966	32,632,783
366,711	359,258	494,871	338,743	317,704
1,370		7,657	184	795
12,564				
6,938	7,286	38,966	5,299	
7,402	8,801	7,547	5,942	3,948
		87,846		
17,103	14,138	196,675	21,553	10,539
412,088	389,483	833,562	371,721	332,986
0.53	0.56	0.38	0.45	0.31
0.25	0.25	0.10	0.10	0.07
0.13	0.30	0.52	0.15	0.08
0.66	0.86	0.90	0.60	0.39
44.7	44.1	47.8	43.2	38.8
22.2	21.3	22.8	20.0	16.3
15.9	16.0	17.9	15.8	15.6

及び寒冷地手当である。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第3表

給料表別、級別、

給料表	職務の級	号給	計	級別																								
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
行政職	1	889					11				17			1	35		7	1	38	2	7	2	31	1	17	3	83	4
	2	769				1				1	1	1	2	27	4	43	8	51	5	52	9	61	10	41	8	56	8	
	3	524												1		1		1		5	1	13	4	19	5	29	3	
	4	844																					1					
	5	947																										
	6	297	1												1										1			
	7	202									1																	
	8	67																		1	2	1	4	3	3	1	3	10
	9	23						1					1	1	7	5	2	4	2									
	10	3	1	1				1																				
公安職	1	328			30		1	1	7		26	1	4	2	22	1		1	29		30	2	27	1	1		56	3
	2	318																				10		2			37	1
	3	409															2			1	5				3		1	
	4	553														1							1					
	5	338																										
	6	54																										
	7	38																										
	8	14																										
	9	10																										
教育職	1	165	2			1					1					1			1		1				1		1	
	2	2,526	18		1		22		1		23		4		22	1	8	4	12		17		12	2	12	2	14	6
	特2	70																										
	3	161																										
(1)	4	88																		1	2		1	1	1	1	3	
教育職	1																											
	2	4,995													119		3	3	127		12	1	116	3	19	6	75	3
	特2	154																										
	3	491																										
(2)	4	409																			7	9	46	64	57	41	41	
研究職	1	17																										3
	2	38																			1					3		1
	3	99																		2		5						
	4	23																										
	5	4																										

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。  
 2 定年再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
31	7	84	4	38	13	81	6	41	12	74	9	53	4	75	7	44	2	26	4	10	2		1		1						
41	12	54	8	33	10	39	9	24	14	37	5	12	1	8	1	13	2	7	3	5	2	3	1	6	1	5	1	1			
18	3	22	5	23	4	20	1	32	6	22	4	16	9	25	4	18	3	17	4	16	7	13	3	8	2	11	4	8	5	10	
2	1	2		5	1	4		8	4	6	5	12	1	8	3	13	3	18	14	20	6	19	12	16	15	22	15	27	11	25	
																				1				2		2	1	3	2	8	
																						3	17	24	21	16	16	60	36	47	
		1	16	53	31	7	9	7	3	18	5	6	11	3	3	3	2	7	5	2	3	1	1	1			1				
5	11	8	2	3	1	5	3		1																						
5		38	1	5	2	4	2	3		6	4	2	2			1	1	1	2				1				1				
7		40		8	2	39	1	8	4	29	3	2	5	17	2	10	2	21	2	3	1	17	1	3	2	14	1	7	1	8	
14		5		10	2	8		11	1	9	2	14		4	2	18	1	7	2	16	1	11	2	15	6	18	4	24	4	12	
1		4		1		4		4		3		3	1	6		8	2	7	2	6	2	5		7	1	8	3	12	3	9	
																			1	1	2	3	3	6	1	6	2	4	5	6	
																										1	2	1	4	10	4
																2	2	6	1	1				1						1	
			5	1	2	2																									
2	1									1		2		3	1	1		1		2		3		1		1	1		1		
20	3	14	2	21	3	16	8	20	3	22	4	22	4	22	6	22	5	23	8	22	5	17	9	19	11	18	3	17	8	18	
																									1	1	1	3		1	9
7	7	14	6	7	15	6	5	3	1	7																					
56	5	52	4	69	12	47	11	42	3	41	14	64	6	36	16	62	12	42	13	47	17	58	7	48	3	33	16	31	12	30	
																				1											
14	17	22	6	14	25	9	9	10	5	13																					
		2			1	4	1			3		1		1				1													
1				1	1	1		6	1	3		3		3		5		2		1			2			2					
1	2	2		1	1			1			2	1					1						1	1					2		
																									4	1		7	6	3	
		4																													

給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表	号給 職務 の級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
		行政職	1																												
	2	2	1			1	1			1					2	1	1		1	1	1				1		1			2	1
	3	7	9	4	11	4	3	1	10	4	1		4	2	2	2	1	2	1	2	2		2								1
	4	11	24	12	28	7	22	9	20	10	24	13	25	10	21	16	23	12	21	15	24	8	18	14	25	12	9	8	8	12	
	5	2	15	5	12	5	10	8	13	9	11	24	37	27	12	22	29	26	14	25	25	35	25	30	41	32	31	29	24	26	
	6	14	4	6	1	5	6	4	3		1			2	1	1	3	1			2										
	7				2																										
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1			2																											
	2	1	3	1	1	1				1																					
	3	4	21	4	9	3	13	2	14	1	11	4	10	1	11	2	10	2	5	6	6	2	10	1	4	1	4		6		
	4	7	11	3	20	3	10	2	14	3	13	6	16	3	25	3	15		15	5	19	3	10	4	8	1	13	4	13	4	
	5	5	5	4	12	9	13	6	11	4	8	4	15	7	10	4	7	4	6	11	6	4	8	6	5	3	4	4	5	7	
	6				1		1				3			1	1	2	1	2		1	2	1	3	1	1					2	
	7	3	1	1	2	3	1		3		1			1																	
	8																														
	9																														
教育職	1	2	1				3		1	3	1	2		2	1				1		2		2	2	1	2	1	1	1	1	
	2	3	17	7	19	5	26	4	22	9	24	16	18	13	24	12	26	13	22	8	26	10	25	6	17	9	19	7	24	16	
	特2																														
	3	9	8	12	8	11	7	10	6	9	10	3	9	5	12	4	3	7	6	1	5										
(1)	4																														
教育職	1																														
	2	15	39	9	54	11	41	12	27	11	29	13	38	13	26	9	27	14	36	9	23	14	29	8	21	8	25	5	26	18	
	特2				1				1	2	2						2		1		2	3	1	2	1	2	2	1	1		
	3					2	2	4	2	1	5	2	3	5	11	10	9	21	18	42	22	18	16	16	11	20	28	25	14	17	
(2)	4																														
研究職	1																														
	2			1																											
	3	2	1	1		2					1		1			2			1	1	1	1	4		3		1	1	3	2	
	4	1		1																											
	5																														

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117		
							1					1	1												1							
1	1		1	2	2	1		1	1	2		1			2	3		1			1				4							
5	9	7	8	4	5	4	6	2	3	3	3	2	2	21																		
25	21	23	13	30	12	21	16	15	18	130																						
3	2					1																				1						
14	4	8	3	11	5	7	3	8	2	6	2	2	3	5	1	3		4	2	5	3	4	3		1	3	1	4	3	1		
2	5	4	4	6	5	2	6	3	2	4	7	1	4	4	7	3	2	30														
4	3	1		2		1	1	10	2	7																						
3	1	2		3		2	5	3	1	6	3	2		2	1	3	3	2	2	1	2	1	4	3		3	1	5				
22	14	21	15	19	8	30	17	24	8	27	21	20	13	24	21	25	20	31	15	31	18	32	27	19	16	28	29	38	18	25		
1			1	4	12	7	8	6	5	7	4	2	5	4	2	2																
25	16	34	12	34	18	28	7	26	17	32	14	29	9	25	19	26	9	27	17	32	16	22	9	20	9	27	16	22	21	29		
4	5	3	2	3	2	2	10	12	13	9	8	7	6	11	3	5	8	4	7	2	1	2						1				
23	20	17	14	12	15	65																										
1	1	1	1	1	4	1	2		1	3	2		3	27																		

給料表	号給 職務 の級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
		行政職	1																												
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1																														
	2																														
	3																														
	4	5	3	4	2	2	9	5	45																						
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
教育職 (1)	1	3	1				1	1	1	1	2	1	3	1	3	3		1	1	2		1	2								
	2	24	19	17	22	17	22	22	26	21	26	19	34	7	26	21	29	26	44	33	49	30	49	40	43	25	45	20	71		
	特2																														
	3																														
	4																														
教育職 (2)	1																														
	2	16	32	22	24	19	27	18	23	10	32	20	22	29	23	30	29	32	34	28	45	32	56	37	59	34	73	44	73	44	
	特2																														
	3																														
	4																														
研究職	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														



給料表	職務の級	号給																											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
医療職(1)	1																												
	2	7				1			1					1			1						1						
	3	5																											
	4	9																											
医療職(2)	1																												
	2	14																		1	3		1		2		3	1	
	3	20														1						1	1		2		2	2	
	4	14																										1	
	5	48																											
	6	4																											
	7	5																										1	
医療職(3)	1																												
	2	21										4	1	1		1	2					1	1					5	
	3	38														2	1	2		3					3		1		
	4	12																											
	5	19																											
	6	8																											

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。  
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
1						1																									
												2													1					1	
																	1														
2		1																													
2			2	1	1		1					1		1																	
											2	1						2		1				1		1					
								1	1	1		1	1							2	1		1		1					1	
																				2		1	1								
3		1																													
		2		2							1																				
1		1				2		3		3				2	1	2	2	1				1		2			1			1	
										1																1					
												1																			
																					7	1									

給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表	職務の級	号給																													
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
医療職 (1)	1																														
	2																														
	3									1																					
	4				1	1		6																							
医療職 (2)	1																														1
	2																														
	3				1																										
	4								2												1			1							
	5			1	1	1		1		1	1		1	1	3	1	2		1			2	1							1	
	6																														
	7																														
医療職 (3)	1																														
	2																														
	3			1						1																					
	4		1			1	1									1	1				1					1					
	5		1			1	1	1			1	1									1					1	1				2
	6																														



給料表	職務の級	給号																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													





## 年 齢 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	平均年齢	
53	61	69	75	77	81	108	107	115	121	149	114	141	190	176	177	154	157	158	107	124	116	1	40.7 歳	
			1																				24.0	
4	6	7	5	2	1	1	1	1		3		1	1	1	1								30.9	
39	36	37	30	16	8	10	5	6	5	4	2		3	5	9	1	5	1	2		1		37.9	
10	18	25	38	59	66	75	76	75	71	73	42	45	46	28	29	17	8	14	7	6	5		46.5	
					6	21	24	33	35	55	56	78	114	106	106	96	75	45	38	32	26	1	51.8	
	1		1						10	14	9	10	17	23	15	21	36	46	32	34	27		54.3	
							1				4	7	9	10	11	16	28	35	16	26	38		55.5	
														3	6	3	4	14	6	17	14		56.6	
						1					1						1	3	5	8	4		56.6	
																			1	1	1		58.0	
58	58	69	52	73	53	56	66	49	50	37	32	30	41	28	26	43	38	39	23	37	46		37.5	
																							22.3	
																							28.1	
29	17	25	10	8	5	2	1		2				1		1								34.6	
29	41	42	31	42	23	30	39	19	18	10	9	11	12	9	8	14	15	14	7	10	16		43.5	
		2	11	23	25	24	24	27	23	26	16	16	17	7	12	22	14	12	10	13	14		48.8	
							2	3	7	1	6	1	5	7	3	1	5	4	1	4	4		51.9	
											1	2	6	5	1	3	3	5	4	3	5		54.5	
															1	3	1	3	1	2	3		56.3	
																		1		5	4		58.2	
49	65	70	78	76	86	102	112	118	114	113	128	122	122	118	105	133	140	132	117	115	86		45.1	
8	6	7	8	4	11	9	5	5	8	10	9	3	3	7	3	4		2	1	1			40.7	
41	59	63	70	72	75	93	104	111	104	97	106	98	98	85	78	104	103	93	74	81	59		44.2	
														1	3	2	13	10	16	14	11		56.7	
							3	2	2	6	13	21	20	25	14	15	16	9	8	2	5		52.3	
													1		7	8	8	18	18	17	11		56.4	
70	83	82	100	84	113	101	114	120	126	146	170	224	260	270	284	275	329	318	315	327	310		44.7	
70	83	82	100	81	110	100	95	98	96	113	127	168	176	191	194	199	235	221	210	217	201		42.7	
				3	3	1	8	8	12	11	12	11	13	9	6	5	10	10	7	10	15		51.6	
							11	14	18	22	31	41	67	50	52	36	45	33	30	19	22		52.5	
												4	4	20	32	35	39	54	68	81	72		56.3	

立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
研究職	計	181人						2	3	4	5	2	2	3	3	7	10	3	4	7	5	1	4	
	1	17					2	3	4	5	2	1												
	2	38										1	3	3	7	10	3	4	3	2	1			
	3	99																	4	3			4	
	4	23																						
	5	4																						
医療職(1)	計	21													1	2	1		1	1	1			
	1																							
	2	7												1	2	1		1	1	1				
	3	5																						
	4	9																						
医療職(2)	計	105							2	1	5	2	3	4	4	4	4	1	1	1	1	2		
	1																							
	2	14							2	1	5	2	2	2										
	3	20											1	2	4	4	4	1	1	1				
	4	14																					2	
	5	48																						
	6	4																						
	7	5																						
医療職(3)	計	98					4	3	2	5	4	2	2	3	5	2	4	4	3	4	2	2		
	1																							
	2	21					4	3	2	5	4	2				1								
	3	38											2	3	5	1	4	4	3	4	2	2		
	4	12																						
	5	19																						
	6	8																						
全給料表	16,091		43	50	68	88	295	350	381	413	395	338	364	376	381	340	339	323	308	328	248	258		

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
2 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	平均年齢
2			4	3	4	1	2	4	5	5	6	6	8	2	7	9	12	9	4	13	10		44.1 歳
																							24.3
			1																				31.4
2			3	3	4	1	2	4	5	5	6	6	8	2	7	8	10	2	2	4	4		48.8
																1	2	7	2	7	4		57.0
																				2	2		58.5
							1	1		2				1	1			1		1		6	47.8
																							31.7
							1	1		2				1									47.8
															1			1		1		6	60.2
3	1	1	4	3	1	1	5	6	3	2	4	1	7	2	3	3	3	7	3	2	6		43.2
																							26.5
			1																		1		33.0
3	1			2	1		2						2		1								42.6
		1	3	1		1	3	6	3	2	4	1	5	2	2	2	3	3	2	2	2		49.9
																1		3					55.5
																		1	1		3		58.0
1	3	3	1	3	1	3	2	2	1	2	2	2	1		3	1	4	3	5	2	2		38.8
																							24.7
	3	1	1		1	1											1						34.5
1		2		1		1	1	2		1	1		1		1								45.2
				2		1	1		1	1	1	2				2	1	3	1	3			51.0
																		2	2	2	2		57.5
236	271	294	314	319	339	372	409	415	420	456	456	526	629	597	606	618	683	667	574	621	576	7	42.7

立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第5表

## 給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		人員数	16,091 人	12,450 人	706 人	2,934 人	1 人
計	構成比	100.0 %	77.4 %	4.4 %	18.2 %	0.0 %	— %
行政職	計	4,565	2,503	190	1,871	1	14.3
	1	889	394	91	404		14.0
	2	769	450	84	235		14.6
	3	524	354	11	158	1	14.7
	4	844	349	3	492		13.7
	5	947	511	1	435		14.2
	6	297	196		101		14.6
	7	202	164		38		15.2
	8	67	59		8		15.5
	9	23	23				16.0
	10	3	3				16.0
	構成比	100.0 %	54.8 %	4.2 %	41.0 %	0.0 %	—
公安職	計	2,062	979	134	949		14.0
	1	328	90	29	209		13.3
	2	318	164	19	135		14.2
	3	409	202	46	161		14.2
	4	553	301	27	225		14.3
	5	338	175	10	153		14.1
	6	54	22	2	30		13.7
	7	38	21	1	16		14.3
	8	14	2		12		12.6
	9	10	2		8		12.8
	構成比	100.0 %	47.5 %	6.5 %	46.0 %		—
教育職(1)	計	3,010	2,802	95	113		15.8
	1	165	63	42	60		14.0
	2	2,526	2,421	53	52		15.9
	特2	70	70				16.0
	3	161	161				16.0
	4	88	87		1		16.0
	構成比	100.0 %	93.0 %	3.2 %	3.8 %		—
教育職(2)	計	6,049	5,795	254			15.9
	1						
	2	4,995	4,769	226			15.9
	特2	154	142	12			15.8
	3	491	482	9			16.0
	4	409	402	7			16.0
	構成比	100.0 %	95.8 %	4.2 %			—

給料表	学歴 区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	職務の級						
研究職	計	181 人	179 人	1 人	1 人	人	16.0 年
	1	17	17				16.0
	2	38	38				16.0
	3	99	97	1	1		15.9
	4	23	23				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	98.8 %	0.6 %	0.6 %		—
医療職 (1)	計	21	21				17.9
	1						
	2	7	7				18.0
	3	5	5				18.0
	4	9	9				17.8
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職 (2)	計	105	93	12			15.8
	1						
	2	14	12	2			15.7
	3	20	19	1			16.0
	4	14	10	4			15.4
	5	48	43	5			15.8
	6	4	4				16.0
	7	5	5				16.0
構成比	100.0 %	88.6 %	11.4 %			—	
医療職 (3)	計	98	78	20			15.6
	1						
	2	21	21				16.0
	3	38	32	6			15.7
	4	12	7	5			15.2
	5	19	12	7			15.3
	6	8	6	2			15.5
構成比	100.0 %	79.6 %	20.4 %			—	

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
- 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第6表

## 給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,565	円 321,766	歳 40.7	年 19.8	年 14.3	人 2,062	円 327,262	歳 37.5	年 16.9	年 14.0
1	889	205,617	24.0	3.5	14.0	328	224,305	22.3	2.7	13.3
2	769	248,128	30.9	9.5	14.6	318	263,398	28.1	7.8	14.2
3	524	302,091	37.9	16.4	14.7	409	299,811	34.6	13.9	14.2
4	844	368,984	46.5	25.9	13.7	553	369,781	43.5	22.5	14.3
5	947	393,919	51.8	31.1	14.2	338	412,663	48.8	27.9	14.1
6	297	406,311	54.3	33.0	14.6	54	428,057	51.9	31.7	13.7
7	202	434,305	55.5	33.8	15.2	38	438,384	54.5	33.9	14.3
8	67	461,980	56.6	34.7	15.5	14	454,742	56.3	37.6	12.6
9	23	501,756	56.6	34.2	16.0	10	474,930	58.2	39.3	12.8
10	3	533,633	58.0	35.7	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,010	円 376,869	歳 45.1	年 22.5	年 15.8	人 6,049	円 366,711	歳 44.7	年 22.2	年 15.9
1	165	295,687	40.7	19.2	14.0					
2	2,526	372,968	44.2	21.5	15.9	4,995	353,223	42.7	20.2	15.9
特2	70	434,591	56.7	34.1	16.0	154	414,153	51.6	29.2	15.8
3	161	444,070	52.3	29.6	16.0	491	423,333	52.5	30.0	16.0
4	88	472,206	56.4	33.8	16.0	409	445,595	56.3	33.9	16.0

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 181	円 359,258	歳 44.1	年 21.3	年 16.0	人 21	円 494,871	歳 47.8	年 22.8	年 17.9
1	17	218,058	24.3	2.0	16.0					
2	38	289,289	31.4	8.7	16.0	7	390,557	31.7	7.4	18.0
3	99	390,103	48.8	26.0	15.9	5	504,680	47.8	20.6	18.0
4	23	427,752	57.0	34.1	16.0	9	570,555	60.2	36.0	17.8
5	4	466,800	58.5	36.3	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 105	円 338,743	歳 43.2	年 20.0	年 15.8	人 98	円 317,704	歳 38.8	年 16.3	年 15.6
1										
2	14	235,042	26.5	3.6	15.7	21	242,319	24.7	2.1	16.0
3	20	274,025	33.0	9.7	16.0	38	290,668	34.5	11.8	15.7
4	14	326,771	42.6	18.7	15.4	12	354,116	45.2	22.8	15.2
5	48	384,356	49.9	26.9	15.8	19	389,468	51.0	28.5	15.3
6	4	405,775	55.5	32.8	16.0	8	418,950	57.5	35.6	15.5
7	5	430,000	58.0	35.6	16.0					

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項により給料月額が決定される職員及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第7表

## 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,503 (87,492)	円 326,297 (319,368)	人 1,871 (41,948)	円 324,541 (336,071)
1年未満		60 (3,332)	197,906 (202,364)	20 (1,066)	172,220 (170,712)
1年以上	2年未満	66 (3,315)	204,159 (207,885)	28 (857)	176,371 (175,512)
2年以上	3年未満	75 (3,291)	210,288 (214,011)	38 (891)	180,950 (180,347)
3年以上	5年未満	193 (6,949)	218,264 (224,921)	78 (1,745)	188,854 (191,126)
5年以上	7年未満	166 (5,969)	235,298 (239,784)	127 (1,295)	205,586 (206,100)
7年以上	10年未満	241 (7,899)	249,591 (259,615)	132 (1,521)	220,093 (222,227)
10年以上	15年未満	305 (9,139)	282,302 (295,049)	144 (1,409)	247,093 (249,210)
15年以上	20年未満	169 (10,589)	327,649 (342,295)	82 (2,027)	278,133 (284,550)
20年以上	25年未満	310 (13,007)	375,417 (374,261)	199 (3,133)	336,718 (323,575)
25年以上	30年未満	380 (12,412)	395,881 (397,242)	214 (5,259)	367,249 (360,954)
30年以上	35年未満	376 (9,151)	414,757 (406,091)	397 (11,101)	386,215 (380,779)
35年以上		162 (2,439)	432,262 (407,441)	412 (11,644)	399,880 (394,972)

- (注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。  
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第8表

## 扶養手当の支給状況

区分	扶養手当 支給職員数 (人)	受給者1人 当たりの 平均手当額 (円)	扶養親族数				計(人)	
			子 (人)	配偶者 (人)	父母等 (人)			
給料表								
計	6,533	20,391	9,591	2,637	355	12,583	[ 3,607 ]	
行政職	1,734	19,522	2,347	780	131	3,258	[ 915 ]	
公安職	1,153	20,946	1,802	656	12	2,470	[ 362 ]	
教育職(1)	1,317	21,010	2,022	487	72	2,581	[ 767 ]	
教育職(2)	2,179	20,550	3,233	637	128	3,998	[ 1,499 ]	
研究職	84	18,964	102	46	8	156	[ 45 ]	
医療職(1)	11	14,409	8	10	1	19	[ 2 ]	
医療職(2)	35	17,828	47	16		63	[ 10 ]	
医療職(3)	20	19,350	30	5	3	38	[ 7 ]	

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。  
 2 「計」欄の〔 〕内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。  
 3 任期付職員は含めていない。  
 4 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第9表

## 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 22	人 60	人 60	人 277	人 752	人 502	人 1,673	円 57,539

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。  
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。  
 3 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。  
 4 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。  
 5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第10表

## 職 員 の 住 居 施

## 1 住居の種類別等利用状況

区分 給料表	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	人	人	人	人	人	人
計	9	4,768			4,777	69
行政職	1	1,283			1,284	30
公安職		391			391	11
教育職(1)	1	924			925	12
教育職(2)	7	2,067			2,074	14
研究職		52			52	1
医療職(1)		1			1	1
医療職(2)		27			27	0
医療職(3)		23			23	0

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。  
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために  
 3 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。  
 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

## 2 住居の種類別等住居費負担状況

区分	家賃額 区分 計	12千円未満	12	13	15	17	19	21	23	25	27	
			5	5	5	5	5	5	5	5	5	
公団・公営住宅	9人		13	15	17	19	21	23	25	27	29	
民間賃貸住宅	4,768人	1		1			3		2	8	7	
間借り	人											
下宿	人											
計	4,777人	1	0	1	0	0	3	1	4	8	8	
累計	人員	—人	1	1	2	2	2	5	6	10	18	26
	比率	—%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.4	0.5
単身赴任職員の配偶者等の住宅		69人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。  
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

## 3 住居手当の支給状況

区分 受給者数・平均手当月額	借家・借間				単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円	小計	
手当受給者数	6人	2,011人	2,760人	4,777人	69人
受給者1人当たりの平均手当月額	25,265円				13,074円

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。  
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

## 設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
			1			1		1	1				1
26	12	21	72	53	146	78	88	297	211	375	243	365	2,759
26	12	21	73	53	146	79	88	298	212	375	243	365	2,760
52	64	85	158	211	357	436	524	822	1,034	1,409	1,652	2,017	4,777
1.1	1.3	1.8	3.3	4.4	7.5	9.1	11.0	17.2	21.6	29.5	34.6	42.2	100.0
1					2			2	2	3	3		56

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	12,867 人	444 人	721 人	201 人	1,366 人
	行 政 職	3,194	277	526	169	972
	公 安 職	1,386	80	134	2	216
	教 育 職 (1)	2,613	51	22	12	85
	教 育 職 (2)	5,354	27	27	4	58
	研 究 職	161	1	5	4	10
	医 療 職 (1)	4	1		2	3
	医 療 職 (2)	87	5	2	2	9
	医 療 職 (3)	68	2	5	6	13

- (注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。  
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	5 14	5 16	5 18	5 20	5 22	5 24	5 26	5 28	5 30	5 32	5 34	5 36
	行 政 職	1,229 人	617	90	75	58	18	11	17	5	21	2	1	4	16
	公 安 職	239 人	173	10	25	9	6	2	2						2
	教育職(1)	255 人	31	6	4	9	3	6	3	1	2	1	2	2	3
	教育職(2)	137 人	37	2	6	5	1	1	3	2	1	1	1		6
	研 究 職	12 人	4				1		1				1		
	医 療 職 (1)	3 人	1												
	医 療 職 (2)	20 人	3	2	2	1			1				1		5
	医 療 職 (3)	17 人	5	1	1			1							
	計	1,912 人	871	111	113	82	29	21	27	8	24	4	6	6	32
累 計	人員	— 人	871	982	1,095	1,177	1,206	1,227	1,254	1,262	1,286	1,290	1,296	1,302	1,334
	比率	— %	45.6	51.4	57.3	61.6	63.1	64.2	65.6	66.0	67.3	67.5	67.8	68.1	69.8

- (注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額  
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

## 勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
10,385 人	45 人	525 人	10,955 人	403 人	7 人	136 人	546 人
1,543	23	399	1,965	152	2	103	257
1,044	16	87	1,147	21		2	23
2,337	1	20	2,358	143	4	23	170
5,204	5	8	5,217	74	1	4	79
143		6	149	2			2
1			1				
66		1	67	8		3	11
47		4	51	3		1	4

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

36	38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95千円
5			1		3		78	5	84	22	19	55	8	4	2	8
							7		3							
1	1	1	1	4	2	1	22	4	57	16	17	35	10	5	1	4
	1	1	1		1	1	9	1	26	3	6	15	6			
1								1								3
							1					1				
							1		1		1			2		
							1		2	1	1	3	1			
7	2	2	3	4	6	2	119	11	173	42	44	109	25	11	3	15
1,341	1,343	1,345	1,348	1,352	1,358	1,360	1,479	1,490	1,663	1,705	1,749	1,858	1,883	1,894	1,897	1,912
70.1	70.2	70.3	70.5	70.7	71.0	71.1	77.4	77.9	87.0	89.2	91.5	97.2	98.5	99.1	99.2	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ)により調査した。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

### 3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具	距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
			未満	5	8	10	12	14	16	18	20	22
自動車		10,788 人	1,746	1,402	1,093	896	742	548	476	433	326	296
オートバイ等		52 人	25	14	10		1			1	1	
自転車		661 人	568	77	12	2	1	1				
計		11,501 人	2,339	1,493	1,115	898	744	549	476	434	327	296
累計	人員	— 人	2,339	3,832	4,947	5,845	6,589	7,138	7,614	8,048	8,375	8,671
	比率	— %	20.3	33.3	43.0	50.8	57.3	62.1	66.2	70.0	72.8	75.4

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。  
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

### 4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表	料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80	以上
計		177 人	56	24	25	19	31	12	5	4			1	
行政職		43 人	5	12	8	3	11	2	1	1				
公安職		4 人	2				1						1	
教育職(1)		91 人	48	5	7	10	12	6	3					
教育職(2)		18 人		3	3	4	4	2		2				
研究職		8 人		4	4									
医療職(1)		1 人					1							
医療職(2)		10 人	1		2	2	1	2	1	1				
医療職(3)		2 人			1		1							

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65 k m
∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	以上
286	232	245	206	188	161	148	152	117	319	178	135	99	74	290
286	232	245	206	188	161	148	152	117	319	178	135	99	74	290
8,957	9,189	9,434	9,640	9,828	9,989	10,137	10,289	10,406	10,725	10,903	11,038	11,137	11,211	11,501
77.9	79.9	82.0	83.8	85.5	86.9	88.1	89.5	90.5	93.3	94.8	96.0	96.8	97.5	100.0

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

### 5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数					手当受給者数							
	55千円 未満	55千円 以上 ∪ 75千円 未満	75千円	小計	受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	4 k m 未満	4 k m 以上 ∪ 10 k m 未満	10 k m 以上 ∪ 20 k m 未満	20 k m 以上 ∪ 40 k m 未満	40 k m 以上 ∪ 60 k m 未満	60 k m 以上	小計	受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
計	1,479	270	163	1,912	26,076	2,339	3,506	2,530	2,031	731	364	11,501	9,514
行政職	1,022	130	77	1,229	22,750	736	598	341	335	140	72	2,222	8,755
公安職	236	3		239	12,025	325	399	217	179	37	13	1,170	7,495
教育職(1)	106	94	55	255	47,221	398	644	530	488	277	191	2,528	12,277
教育職(2)	80	36	21	137	37,572	841	1,787	1,375	976	246	71	5,296	8,792
研究職	8	1	3	12	35,219	15	50	37	25	18	6	151	11,583
医療職(1)	2		1	3	40,948						1	1	52,640
医療職(2)	16	2	2	20	32,051	9	14	19	23	6	7	78	15,351
医療職(3)	9	4	4	17	38,115	15	14	11	5	7	3	55	11,005

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、それぞれの区分に計上している。  
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第12表

## 単身赴任手当の支給状況

## 1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数									
	区分	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人	280	243	164	315	7	3	1	5	1,018
知事		243		1		7	3	1	5	260
教育委員会		31		163	315					509
本庁等		9			3					12
高等学校等		18		163						181
小・中学校		4			312					316
警察本部長		6	243							249
その他										

- (注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。  
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

## 2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数									
	区分	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人	280	243	164	315	7	3	1	5	1,018
30,000円 80km未満		32	96	28	99	1	1			257
36,000円 80km以上 100km未満		67	55	33	68	1	1	1	2	228
38,000円 100km以上 150km未満		156	84	76	117	4			3	440
40,000円 150km以上 200km未満		14	3	24	21	1				63
42,000円 200km以上 250km未満		1	2	2	9					14
44,000円 250km以上 300km未満							1			1
46,000円 300km以上 500km未満		1	1	1						3
54,000円 500km以上 700km未満		5	2							7
62,000円 700km以上 900km未満		4								4
70,000円 900km以上 1,100km未満										
76,000円 1,100km以上 1,300km未満										
82,000円 1,300km以上 1,500km未満										
88,000円 1,500km以上 2,000km未満										
94,000円 2,000km以上 2,500km未満										
100,000円 2,500km以上					1					1

- (注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。  
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。  
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第13表

定年前再任用短時間勤務職員等の給料表別、級別人員数

1 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	4		4							
教育職(1)	2		2							
教育職(2)	40		40							
計	46									

2 暫定再任用職員（フルタイム）

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	123		1		105	14	1			2
公安職	20		1		8	11				
教育職(1)	219	22	197							
教育職(2)	237		237							
研究職	10		10							
医療職(2)	3				2	1				
医療職(3)	2				1		1			
計	614									

3 暫定再任用職員（短時間勤務）

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	9		8						1	
教育職(1)	8	1	7							
教育職(2)	158		158							
研究職	1		1							
計	176									

第14表

任期付職員の給料表別、級別人員数

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	14		6	6	1	1					
研究職	1			1							
医療職(2)	4				4						
医療職(3)	2				2						
計	21										

## 2 職種別民間給与実態調査関係



# 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会、人事院及び他都道府県等の人事委員会

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 519事業所

### (2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)の事業所を組織、規模、産業によって10層に層化し、これらの層から146事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は124事業所であり、その内訳は第15表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

### (3) 集計

#### ア 調査実人員

3,094人（うち初任給関係職種143人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は2,613人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は13,714人であり、うち、行政職に相当するものは11,147人である。

#### イ 算出

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。



第15表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		124	42	58	24
農業、林業、漁業		2	0	2	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		14	2	6	6
製造業		59	19	30	10
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		16	5	7	4
卸売業、小売業		8	3	3	2
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		3	3	0	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		22	10	10	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が22所あった。

- 2 調査対象事業所146所に占める調査完了事業所124所の割合（調査完了率）は84.9%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表

## 職 種 別 に み た

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支 店 長	( 719 ) 4	( 53.6 ) 56.5	( 804,752 ) 686,938	( 6,758 ) 83	( 797,994 ) 686,855
	工 場 長	( 473 ) 4	( 54.6 ) 52.2	( 743,878 ) 673,934	( 2,079 ) 417	( 741,799 ) 673,517
	事 務 部 長	( 14,218 ) 61	( 52.6 ) 53.4	( 751,819 ) 619,570	( 4,093 ) 150	( 747,726 ) 619,420
	技 術 部 長	( 9,592 ) 32	( 53.2 ) 52.8	( 731,381 ) 803,683	( 3,917 ) 379	( 727,464 ) 803,304
	事 務 部 次 長	( 5,801 ) 63	( 51.5 ) 53.0	( 668,592 ) 636,863	( 7,844 ) 14,281	( 660,748 ) 622,582
	技 術 部 次 長	( 3,214 ) 18	( 52.4 ) 54.2	( 690,796 ) 657,178	( 10,117 ) 49,100	( 680,679 ) 608,078
	事 務 課 長	( 27,965 ) 191	( 48.4 ) 49.9	( 632,972 ) 595,052	( 18,287 ) 28,185	( 614,685 ) 566,867
	技 術 課 長	( 23,972 ) 113	( 49.7 ) 51.3	( 621,193 ) 627,647	( 12,470 ) 32,356	( 608,723 ) 595,291
	事 務 課 長 代 理	( 10,602 ) 107	( 46.2 ) 47.8	( 572,269 ) 516,575	( 55,118 ) 43,075	( 517,151 ) 473,500
	技 術 課 長 代 理	( 7,294 ) 10	( 47.4 ) 51.1	( 560,252 ) 623,979	( 48,442 ) 24,185	( 511,810 ) 599,794
	事 務 係 長	( 30,253 ) 259	( 45.1 ) 45.2	( 477,167 ) 415,135	( 55,312 ) 46,838	( 421,855 ) 368,297
	技 術 係 長	( 24,243 ) 130	( 46.2 ) 46.8	( 519,698 ) 512,355	( 71,681 ) 76,213	( 448,017 ) 436,142
	事 務 主 任	( 25,448 ) 192	( 40.4 ) 41.3	( 408,805 ) 354,759	( 53,098 ) 35,865	( 355,707 ) 318,894
	技 術 主 任	( 22,980 ) 77	( 42.6 ) 47.3	( 460,114 ) 478,765	( 74,167 ) 66,962	( 385,947 ) 411,803
	事 務 係 員	( 105,306 ) 869	( 38.0 ) 39.7	( 361,445 ) 341,887	( 42,509 ) 41,226	( 318,936 ) 300,661
	技 術 係 員	( 82,280 ) 483	( 36.7 ) 39.4	( 385,900 ) 442,731	( 55,895 ) 75,367	( 330,005 ) 367,364

- (注) 1 ( ) 内は、人事院が調査した全国数値である。  
2 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は  
3 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は  
4 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第17表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同 上
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。  
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。  
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	( 27 ) -	( 47.4 ) -	( 238,659 ) -	( 8,022 ) -	( 230,637 ) -
	自家用乗用自動車 運転手	( 91 ) 4	( 52.0 ) 49.8	( 381,516 ) 346,517	( 74,531 ) 12,171	( 306,985 ) 334,346
	守衛	( 299 ) -	( 44.1 ) -	( 377,150 ) -	( 41,035 ) -	( 336,115 ) -
	用務員	( 143 ) X	( 49.9 ) 55.5	( 275,545 ) 245,600	( 14,244 ) 1,000	( 261,301 ) 244,600
教育 関係 職種	大学学長・ 副学長・学部長	( 356 ) 5	( 61.1 ) 64.5	( 837,072 ) 812,190	( 5,444 ) 2,500	( 831,628 ) 809,690
	大学教授	( 2,366 ) 21	( 57.0 ) 58.7	( 753,423 ) 626,455	( 5,433 ) 893	( 747,990 ) 625,562
	大学准教授	( 1,841 ) 18	( 48.8 ) 51.4	( 608,867 ) 536,750	( 6,414 ) 3,758	( 602,453 ) 532,992
	大学講師	( 1,190 ) 18	( 44.2 ) 50.3	( 519,722 ) 487,921	( 10,445 ) 0	( 509,277 ) 487,921
	大学助教	( 668 ) 23	( 39.7 ) 42.2	( 498,626 ) 399,488	( 22,652 ) 0	( 475,974 ) 399,488
	高等学校校長	( 51 ) -	( 59.4 ) -	( 754,819 ) -	( 8,771 ) -	( 746,048 ) -
	高等学校教頭	( 186 ) X	( 55.6 ) 54.5	( 666,372 ) 414,850	( 10,029 ) 0	( 656,343 ) 414,850
	高等学校主幹教諭	( 24 ) -	( 51.1 ) -	( 666,545 ) -	( 2,223 ) -	( 664,322 ) -
	高等学校指導教諭	( 51 ) -	( 49.6 ) -	( 574,577 ) -	( 20,253 ) -	( 554,324 ) -
	高等学校教諭	( 2,225 ) 16	( 44.7 ) 41.4	( 509,735 ) 337,310	( 16,215 ) 39,573	( 493,520 ) 297,737
研究 関係 職種	研究所長	( 52 ) X	( 54.8 ) 41.5	( 970,856 ) 686,460	( 2,969 ) 0	( 967,887 ) 686,460
	研究部(課)長	( 898 ) 6	( 51.2 ) 45.5	( 699,338 ) 523,015	( 8,013 ) 17,660	( 691,325 ) 505,355
	研究室(係)長	( 682 ) 3	( 48.8 ) 47.8	( 576,885 ) 489,343	( 16,823 ) 101,645	( 560,062 ) 387,698
	主任研究員	( 1,444 ) 3	( 46.5 ) 38.8	( 566,337 ) 442,683	( 51,922 ) 24,874	( 514,415 ) 417,809
	研究員	( 2,391 ) 24	( 38.7 ) 39.9	( 437,426 ) 353,887	( 56,832 ) 23,646	( 380,594 ) 330,241
	研究補助員	( 174 ) 10	( 35.7 ) 46.5	( 334,630 ) 349,461	( 33,083 ) 16,447	( 301,547 ) 333,014

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。  
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
医療関係職種	病院長	( 68 )	( 63.7 )	( 1,648,604 )	( 37,022 )	( 1,611,582 )
		-	-	-	-	-
	副院長	( 171 )	( 59.6 )	( 1,526,827 )	( 104,973 )	( 1,421,854 )
		X	66.5	2,565,736	312,136	2,253,600
	医科長	( 670 )	( 51.7 )	( 1,259,898 )	( 158,695 )	( 1,101,203 )
		-	-	-	-	-
	医師	( 1,196 )	( 42.1 )	( 1,052,362 )	( 117,462 )	( 934,900 )
		-	-	-	-	-
	歯科医師	( 48 )	( 45.9 )	( 837,965 )	( 57,195 )	( 780,770 )
		-	-	-	-	-
	薬局長	( 190 )	( 52.1 )	( 531,581 )	( 38,303 )	( 493,278 )
		X	59.0	484,316	29,616	454,700
	薬剤師	( 1,288 )	( 38.3 )	( 372,328 )	( 33,783 )	( 338,545 )
		7	46.6	344,528	22,372	322,156
	診療放射線技師	( 1,587 )	( 40.5 )	( 376,679 )	( 35,076 )	( 341,603 )
		12	43.6	335,464	14,847	320,617
臨床検査技師	( 1,738 )	( 40.3 )	( 339,033 )	( 32,123 )	( 306,910 )	
	13	46.8	325,099	23,264	301,835	
栄養士	( 1,128 )	( 38.0 )	( 291,888 )	( 17,591 )	( 274,297 )	
	11	37.3	265,295	9,539	255,756	
理学療法士	( 3,267 )	( 34.1 )	( 305,533 )	( 14,838 )	( 290,695 )	
	15	40.0	290,948	10,404	280,544	
作業療法士	( 2,344 )	( 35.2 )	( 297,222 )	( 10,187 )	( 287,035 )	
	19	41.9	308,326	1,433	306,893	
総看護師長	( 219 )	( 56.4 )	( 537,443 )	( 10,369 )	( 527,074 )	
	3	53.7	395,248	0	395,248	
看護師長	( 2,692 )	( 49.0 )	( 447,724 )	( 42,965 )	( 404,759 )	
	22	52.9	385,469	25,317	360,152	
看護師	( 8,017 )	( 39.3 )	( 362,867 )	( 42,135 )	( 320,732 )	
	68	45.5	368,734	47,185	321,549	
准看護師	( 2,257 )	( 47.7 )	( 307,137 )	( 34,519 )	( 272,618 )	
	10	46.4	271,755	33,976	237,779	

(注) 1 ( ) 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

部下に医師又は歯科医師 5 人以上

上記病院長に事故等のあるときの職務代行者

部下に医師又は歯科医師 1 人以上

部下に薬剤師 2 人以上

部下に看護師長 5 人以上

部下に看護師又は准看護師 5 人以上

第17表

公民給与の比較における対応関係

職員	民間事業所		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 50人以上100人未満
行政職給料表			
10級及び9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第18表

## 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 208,683	円 210,437	円 180,432	円 210,493
	短大卒	171,791	187,197	166,233	X
	高校卒	162,426	173,841	160,465	163,240
新卒技術者	大学卒	220,530	X	X	-
	短大卒	X	-	X	-
	高校卒	175,253	X	176,278	X
新卒事務員・技術者計	大学卒	209,672	211,013	197,132	210,493
	短大卒	176,390	187,197	179,529	X
	高校卒	169,087	177,149	169,658	161,486

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

第19表

## 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計	12.6	48.7	51.3	0.0	87.4
	500人以上	27.3	60.8	39.2	0.0	72.7
	100人以上 500人未満	4.9	46.5	53.5	0.0	95.1
	50人以上 100人未満	8.7	0.0	100.0	0.0	91.3
高校卒	規模計	16.5	78.5	21.5	0.0	83.5
	500人以上	11.4	67.7	32.3	0.0	88.6
	100人以上 500人未満	21.5	75.8	24.2	0.0	78.5
	50人以上 100人未満	13.0	100.0	0.0	0.0	87.0

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第20表

民間における家族手当の支給状況

1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		68.4 %
配偶者に家族手当を支給する		55.5 %
子に家族手当を支給する		68.0 %
家族手当制度がない		31.6 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	11,582 円
	配偶者と子1人	17,091 円
	配偶者と子2人	21,944 円
	子 1 人	10,479 円
	子 2 人	19,830 円
	子 3 人	29,147 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は81.1%である。  
 3 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
 4 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	11.6%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	3.9%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	84.5%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第21表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	49.2	50.8	48.8	51.2	52.6	47.4
	500人以上	46.7	53.3	46.7	53.3	56.5	43.5
	100人以上 500人未満	55.7	44.3	54.3	45.7	55.0	45.0
	50人以上 100人未満	39.3	60.7	40.4	59.7	43.3	56.7

第22表

民間における通勤手当の支給状況

1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
73.1	(68.7)	(3.9)	(23.9)	(3.5)	26.9

(注) ( ) 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
75.3	(47.9)	(18.2)	(23.5)	(10.3)	24.7

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ( ) 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。



### 3 生計費及び労働経済指標関係



## 令和6年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和6年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和6年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

### 3 算定結果

算定結果は、第23表に示すとおりである。

第23表

## 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
費目					
食料費	29,250	37,190	48,330	59,470	70,620
住居関係費	40,690	45,600	42,040	38,470	34,910
被服・履物費	3,930	3,670	5,600	7,530	9,470
雑費Ⅰ	16,460	22,570	34,580	46,610	58,630
雑費Ⅱ	8,920	16,090	20,220	24,350	28,480
計	99,250	125,120	150,770	176,430	202,110

## 参考1

## 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国との比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	29,250	(88.7)	32,960	(100.0)
住居関係費	40,690	(89.7)	45,350	(100.0)
被服・履物費	3,930	(65.8)	5,970	(100.0)
雑費Ⅰ	16,460	(68.0)	24,220	(100.0)
雑費Ⅱ	8,920	(84.1)	10,610	(100.0)
計	99,250	(83.3)	119,110	(100.0)

(注) ( ) 内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 \ 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.467	0.607	0.747	0.888
住居関係費	0.882	0.813	0.744	0.675
被服・履物費	0.395	0.603	0.811	1.020
雑費 I	0.235	0.360	0.485	0.609
雑費 II	0.323	0.405	0.488	0.571

(注) この換算乗数は、令和5年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第24表

労働経

項目			年 月	令和5年				
				4月	5月	6月	7月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きま つて 支 給 す る 給 与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	310,867	307,674	309,495	309,837
				前年同月比(%)	1.0	2.2	1.8	2.0
			うち所定内給与	金額(円)	285,120	283,500	285,211	285,023
			前年同月比(%)	1.2	2.3	1.9	2.1	
		うち所定外給与	金額(円)	25,747	24,174	24,284	24,814	
			前年同月比(%)	△ 1.1	0.8	1.2	0.7	
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	255,914	253,466	255,966	258,114	
				前年同月比(%)	△ 1.4	△ 2.5	△ 1.4	△ 1.7
			うち所定内給与	金額(円)	236,974	235,063	236,867	238,441
			前年同月比(%)	0.5	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.3	
		うち所定外給与	金額(円)	18,940	18,403	19,099	19,673	
			前年同月比(%)	△ 20.2	△ 16.2	△ 10.8	△ 15.8	
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	148.3	140.9	149.7	146.3	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.6	11.7	11.9	12.0	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	149.8	144.1	153.1	149.8	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	10.8	10.7	10.6	11.1	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	334,229	311,830	298,405	306,293	
			前年同月比(%)	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	△ 3.6	
		東京都区部	金額(円)	391,188	344,264	314,543	345,082	
			前年同月比(%)	3.8	9.0	5.3	0.3	
		盛岡市	金額(円)	313,081	307,413	253,039	303,632	
			前年同月比(%)	10.3	△ 14.8	△ 9.8	△ 12.7	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	3.5	3.2	3.3	3.3	
		東京都区部	前年同月比(%)	3.5	3.2	3.2	3.2	
		盛岡市	前年同月比(%)	4.1	3.5	3.8	3.8	
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	5.8	5.1	4.1	3.6
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	0.7	0.8	0.6	0.7	
		岩手県	前年同月比(%)	4.3	1.7	1.3	1.7	
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	2.6	2.6	2.5	2.6
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1.32	1.32	1.31	1.30	
		岩手県	倍率(倍)	1.24	1.26	1.23	1.23	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。  
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

濟 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	令和6年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
307,325	308,600	311,011	310,936	311,167	306,323	308,062	312,109	316,529	315,038	317,112
1.8	1.5	1.9	1.7	1.7	0.8	1.5	1.7	1.8	2.4	2.5
283,167	284,204	285,596	285,231	285,807	282,679	284,199	287,196	291,329	290,826	292,818
2.0	1.6	2.0	1.9	2.1	1.1	1.8	2.0	2.2	2.6	2.7
24,158	24,396	25,415	25,705	25,360	23,644	23,863	24,913	25,200	24,212	24,294
△ 0.1	0.2	△ 0.1	0.2	△ 1.9	△ 3.1	△ 2.5	△ 1.1	△ 2.1	0.2	0.0
257,570	255,129	261,065	260,200	259,031	260,995	260,395	262,313	260,472	259,172	262,732
△ 0.3	△ 0.4	1.6	1.2	△ 0.5	4.2	4.5	3.7	1.8	2.3	2.6
238,423	234,990	241,152	238,476	237,742	240,567	240,699	241,950	241,047	240,172	243,692
1.4	0.7	2.6	1.4	0.7	4.5	4.9	3.4	1.7	2.2	2.9
19,147	20,139	19,913	21,724	21,289	20,428	19,696	20,363	19,425	19,000	19,040
△ 17.8	△ 12.4	△ 9.6	△ 0.2	△ 11.7	1.1	0.4	6.5	2.6	3.2	△ 0.3
139.3	143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5	144.2	145.6
11.2	12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2	11.6	11.6
143.9	147.9	150.3	149.9	148.4	138.7	140.8	143.5	149.7	144.3	147.3
10.7	11.4	11.4	11.9	11.8	10.5	9.7	10.1	10.3	9.4	9.7
311,510	311,728	330,590	301,718	348,859	313,165	307,765	353,810	345,020	318,560	300,228
△ 3.4	△ 0.7	0.6	△ 2.1	△ 1.4	△ 5.4	3.0	4.1	3.2	2.2	0.6
371,657	364,307	428,035	332,419	425,946	371,087	345,123	443,014	420,710	426,559	342,262
△ 0.6	2.9	10.0	△ 7.7	6.6	△ 4.2	7.2	22.3	7.5	23.9	8.8
329,259	306,559	358,712	296,376	364,461	285,981	357,882	363,297	270,732	278,388	379,647
6.2	9.3	39.0	10.4	△ 1.5	△ 5.6	4.4	9.8	△ 13.5	△ 9.4	50.0
3.2	3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5	2.8	2.8
2.9	2.8	3.2	2.7	2.4	1.8	2.5	2.6	1.8	2.2	2.3
4.7	4.6	4.5	4.1	3.5	3.1	3.6	3.2	3.1	3.7	3.2
3.4	2.2	1.1	0.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.2	2.6	2.9
0.7	0.8	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	1.2	1.1	1.2	1.4
2.3	3.2	3.1	3.1	2.5	1.5	1.8	0.0	0.6	0.8	1.6
2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5
1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23
1.23	1.22	1.22	1.21	1.21	1.18	1.19	1.22	1.22	1.21	1.16